

## 住民の皆様へ

生物兵器テロとして炭疽が話題になっていますが、実際、その場に居合わせてしまった場合の対応方法をお知らせします。次のことがらを参考にして冷静に対応してください。

### 1. パニックにならないこと

炭疽は人から人へと伝染することはありません。また万一、炭疽菌の粉がかかってしまった、あるいは吸い込んでしまったとしても、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぐことができます。

### 2. 不審な郵便物等を受け取った場合（未開封）

#### 封を開けずにすぐ警察へ！

- ・疑わしい封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないでください。
- ・その封筒又は小包は、中身が漏れないように、ビニール袋か他の種類の容器に入れましょう。
- ・もし容器が手近になれば、その封筒又は小包を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので何かで覆い、その覆いをはずさないようにしましょう。
- ・その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・すぐに手を石鹼と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。
- ・このことを直ちに地元の警察に通報し、その後の指示を受けてください。
- ・疑わしい書簡又は小包が認められた際にその部屋にいた人全てをリストにしましょう。そのリストを警察または保健所に渡してください。

### 3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまった場合

#### 別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しようとしてはいけません。粉を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので、直ちに何かで覆いましょう。そしてその覆いをはずさないようにしましょう。
- ・その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・汚染が広がるのを防ぐため、まず手を石鹼と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。

- ・粉がかかった衣服はできる限り早く脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れましょう。
- ・自宅であれば、そのまま風呂場に行き、石鹼と湯ができる限り早くシャワーを浴びましょう。その後、別の部屋で待機しましょう。
- ・職場等で、すぐにシャワーを浴びることができない場合、別の部屋あるいは区域で待機しましょう。
- ・このことを直ちに地元の警察に通報し、指示を受けてください。
- ・職場等で建物の警備係か管理者がいる場合には、その人達にも知らせましょう。
- ・できれば、その部屋又は場所にいた人、特にその粉に実際に触れた人全てをリストにしましょう。そのリストを、警察または保健所に渡してください。



#### すぐに医療機関を受診する必要がありますか？

- ・粉が何であるのかを明らかにすることが先決です。そのために、まず警察等へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、粉の検査・鑑定をしてもらってください。その結果及びその後の対応については保健所等から連絡しますので、その前に慌てて自分で医療機関に駆け込む必要はありません。

#### 4. 屋外で不審な粉を見つけた場合

### 風上に避難して、すぐ警察へ！

- ・ただちに、その粉から離れるとともに風上に移動してください。
- ・このことを直ちに地元の警察に報告し、その後の指示を受けてください。

#### 5. 直接、不審な粉を浴びた、吸い込んだということはないが、近くにいて、とても心配という場合

### 保健所や警察と相談

- ・その他にも心配なことがあれば、保健所や警察と相談してください。

※このほか、厚生労働省ホームページも参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0110/h1015-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0110/h1018-5.html>

(別紙2)

## 医療機関等の対応用

地域住民から不審な郵便物、粉末に関連した相談・受診があった場合、次のことを参考にして対応してくださるようお願いいたします。

### 1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するというわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明してください。

### 2. 不審な郵便物等を受け取ったとの相談に対して（未開封の場合）

**封を開けずにすぐ警察へ！**

- 当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示してください。
- もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いをはずさないように指示してください。
- 部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- 部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。
- 直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- 現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

### 3. 粉が入った封筒を開封してしまった、または粉を浴びてしまったとの相談に対して

**別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！**

- 粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示してください。
- 部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- 部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- 汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。

- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示してください。
- ・自宅であれば、石鹼と湯でシャワーを浴びるよう指示してください。
- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示してください。
- ・直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- ・現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

**→ 重要 :**

- ・粉末が何であるのかの分析が先決です。それ以前にあちこち動き回ることで、万一の場合、汚染を拡大する危険性があります。従って、粉末の検鏡等<sup>(注1)</sup>の結果が判明するまでは、前述の適切な対応をとるよう伝え、自己判断で慌てて受診する必要はないことを説得してください。不審な粉末の検査は、まずは警察の依頼を受けて各地の地方衛生研究所等が対応します<sup>(注2)</sup>。

#### 4. 直接粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、周囲にいたので、とても心配という相談に対して

#### 保健所や警察と相談

- ・当該事象が保健所や警察に通報されているかを確認し、通報されていればそちらの指示に従うよう説明してください。通報されていなければ直ちに通報するように指示し、原則的には第3項に沿って対応してください。

#### 5. 実際に来院される(た)場合

##### [原則となる考え方]

- 第3項にも示したように、被害にあった方（又はその可能性のある人）は、直ちに警察や保健所に連絡し、粉末の検鏡等の検査結果が判明するまで、現場近くの別の部屋で待機し、あちこち動き回らないようにしなければなりません。つまり、検査の結果が出るまでは、来院を控えてもらった方が良いでしょう
- 検鏡等の結果で炭疽菌又はその疑いが強いことが事前に判明している場合には、来院してもらうことになりますが、医療従事者や、待合室、病室等が汚染されないよう来院前に準備をします。
- 事前に全く連絡がないまま、直接来院された場合には、被害にあったときの状況、警察や保健所への連絡の状況、粉末の検鏡等の検査結果等の情報を聴取した上で、速やかに関係機関への連絡、医療従事者や待合室等の汚染の防止等の対応をとることになります。
- 炭疽菌以外の生物剤、あるいは化学剤による被害が疑われる場合には、必ずしもこれらの原則によらず、適宜来院させ診療していただくことになります。

## (1) 事前に電話等による連絡があつて来院される場合

粉末の検鏡等の検査の結果が事前に判明しており、炭疽菌あるいはその疑いが強いことが分かっている場合には、次のような対応が必要となります。

### ①患者さんが汚染されたままの場合の対応

- ・医師、看護婦等患者に接触する医療従事者はマスク・手袋等を着用してください。
- ・状況がはっきりするまで、来院された患者さんは、そのまま、屋外の仮設テントや独立した空調設備を持つ病室（感染症法に基づく感染症病棟・病室でも可）等、一般的の外来ではない場所へ誘導して診療してください。
- ・診療を開始する前に、患者さんには石けんと水で手を洗ってもらい、さらに脱衣の上、衣服を密封容器に保管してください。

### ②診療に関して

- ・厚生労働省のホームページでも「炭疽が疑われる患者の診療のポイント」、「目で見るバイオテロリズム」、「炭疽に関する医療従事者向けQ&A（仮訳）」について紹介していますので、参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/b1024-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/anthrax/info.html>（医療機関専用）

- ・この時点で粉末の検鏡等の検査結果は判明しているはずですが、さらに鼻腔内スワブ検査、胸部X線検査、胸部CT検査、喀痰検査、血液検査、髄液検査等が診断に必要な場合もあります。また、必要に応じて患者さんを適切な医療機関に紹介することもご考慮ください<sup>(注3)</sup>。
- ・診察の結果、炭疽、又はその疑いが確認された場合は、直ちに保健所、都道府県等に連絡してください。
- ・肺炭疽の場合、ヒト-ヒト感染がないため、炭疽又はその疑いが強い場合でも、粉末の付着、飛散の可能性がなくなれば、一般外来、一般病棟で診療可能です。不必要・不正確な対応によって差別、人権侵害等が生ずることのないよう、ご注意ください。

## (2) 事前に連絡がないまま直接来院された場合

○まず最初に次のような点を確認してください。

- ・粉末等に遭遇した状況（いつ、どこで、どのように、どの程度等）
- ・粉末等に関して、警察や保健所は既に対応しているか？（検鏡等の検査の結果、指示の内容等）

○粉末等を持参している場合、衣服に付着しているような場合には、直ちに検鏡等の検査を行うこととなります。化学物質等の可能性もあるため、慎重に扱うとともに直ちに警察に通報してください。さらに鼻腔内スワブ検査等が必要な場合もあります。粉末等自体の検査が自院で実施できない場合には、警察や保健所等と協議の上、地方衛生研究所等の検査可能な機関に依頼してください<sup>(注2)</sup>。

- 検査結果が出るまでは、動き回らないよう指示します。必要に応じて屋外の仮設テント、独立した空調設備を持った病室へ誘導して待機させます。
- 一連の状況聴取、検鏡等の検査の結果、炭疽菌又はその疑いが強い場合には、前述(1)に準じた対応をとってください。
- なお、来院されてから、仮設テント等へ誘導するまでの間に、患者さんにより汚染された可能性のある場所や部屋があれば、消毒、閉鎖等の措置が必要になります。消毒方法に関しては別紙7を参考にしてください。

(注1)：検鏡等とは、グラム染色、ギムザ染色、莢膜・芽胞染色による検鏡及び、PCRによる確認検査までを含みます。

(注2)：粉末の菌検査について、原則的には地方衛生研究所が実施しますが、対応が困難な場合は、近隣の衛生研究所、国立感染症研究所等が協力して実施することとなります。また、当分の間、一部の検疫所においても支援、協力が得られます（別紙6）。

(注3)：炭疽の場合は、人から人への感染がないため、粉末の飛散等のおそれがなくなれば、特別の病室・病院等で対応する必要はありません。しかしながら、感染症について専門的な立場からの対応が必要な場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく特定感染症指定医療機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙4、別紙5にまとめましたので、参考にしてください。

## 保健所等窓口での一般相談用

地域住民から不審な郵便物、粉末について連絡があった場合、次のことを参考にして対応してください。

### 1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明。

### 2. 不審な郵便物等を受け取ったとの通報に対して（未開封の場合）

#### 封を開けずにすぐ警察へ！

- ・当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示。
- ・もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いをはずさないように指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだあれば、連絡すること。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合（机の上等）は、次亜塩素酸塩で拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙7に示す。
- ・検査の結果を速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。

### 3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまったとの通報に対して

#### 別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示。
- ・自宅であれば、石鹼と湯でシャワーを浴びるよう指示。その後、別の部屋での待機を指示。

- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだあれば、連絡すること。職場等の場合は建物の警備係か管理者等への連絡も要請する。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合は、次亜塩素酸塩で汚染箇所を拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙7に示す。

### すぐに医療機関への受診を勧めるべきか？

- ・粉末が何であるのかの分析が先決である。それ以前にあちこち動き回ることで、万一の場合、汚染を拡大する危険性がある。従って、粉末の検鏡等<sup>(注)</sup>の結果が判明する前に自己判断で慌てて受診する必要はないことを伝える。もちろん検査の結果は速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。
- ・連絡してきた段階で、明らかな症状が出ている場合には、受診を勧めるとともに、必要に応じて、消防に通報して救急車を要請することを勧める。

(注)：検鏡等とは、各種染色（グラム、ギムザ、莢膜・芽胞）による検鏡及びPCRを指します。

### 4. 直接、不審な粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、近くにいたので、とても心配という問い合わせに対して

#### 粉末の分析結果を基に対応

- ・当該事象の粉の検査結果を確認し、その旨を伝える。陰性ならば全く心配ないことを伝える。
- ・検査がされていない場合  
警察に連絡していない場合、直ちに連絡すること。以降第3項に準ずる。  
検査は施行したが、結果が出ていない場合は、早期に結果が判明することを説明した上、判明後すぐに連絡する。
- ・分析の結果、万一陽性であった場合は、当該者に連絡、適切な医療機関を紹介するとともに、関係機関に迅速かつ適切に情報を提供し、その後の対応について協議すること。

### 5. 日頃からやっておくこと（保健所の場合）

- ・厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr.html>、通知をよく読み、体制を整備しておくこと。
- ・最寄りの医療機関と連携（受け入れ態勢の確認等）をとっておくこと。
- ・地元の警察、消防等の関係機関と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。
- ・都道府県本庁と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。

※当分の間、都道府県本庁を経由して厚生労働省の関係課にもFAX等で事象の経緯を報告すること。